

# 社会現象としての差別

## — 理論化のための一考察 —

坂本 佳鶴恵

本稿は、差別とされる事象が共通に持つ性質を抽出し、差別とは何であるかを規定することをねらいとする。さまざまな事象が一般に差別と考えられているが、それらを包括的に論ずる枠組みは、未だない。従来の差別論は、差別の存在を所与とし、差別の性質の一部分や個別の差別に特有な現象を差別問題として論じてきた。しかし、正確な定義なしの差別論は、理論上、実践上の発展を妨げ、無用の混乱を招いている。本稿では差別の一般的性格を究明し、そこで見出された分析枠組みを用いて、差別の諸相の相異なる性格を指摘する。

I] 「差別が今、ここに存在する」ということを人はどのようにして明らかにすることができのだろうか。差別の存在とその廃絶を訴えようとする多くの努力が存在する。差別によって職を得られず、貧困に陥ることを余儀無くされるという事態の記述は比較的共感を呼びやすい。極度の貧困がもたらす悲惨さは古くから人類が普遍的に共有してきた問題であるからだ。しかし、差別はそれだけではない。視線や接触拒否、交際拒否、言葉に関する差別など差別は多様である。これらは小説や体験談の形で指摘できても、かなり表現力と読み手の感性を必要とする。またこれらの差別は間接的にその存在を認めることはできても、直接、目前に存在する差別を当事者、とりわけ差別者の側にある人々に認めさせるのは難しい。今日、差別はますます見えにくくなってきている。経済的な援助などで見えやすい差別に対処しつつ不可視の諸差別は助長されている場合も少なくない。これらの差別が単なる個人にしか還元できない人間関係上の問題ではなく、同じように社会問題としての差別であるということを言明することがどのようにして理論的に可能であろうか。被差別者の連

帯が運動上叫ばれるが、あらゆる差別が共通に持っている性格があるとすれば、それは何なのか。そもそも差別とは、差別が存在するとはどのような事態なのであろうか。本稿は、この問題に取り組むべく、差別という社会問題に定義を与え、どのような基礎的視角から扱うことが妥当であるかを論ずる。

II] 差別という問題が取り上げられる場合、多くは差別が客観的事実として指摘できるという了解のもとに出発しており、差別という事態そのものをどのように把握するか、つまりどのような対象を差別として記述するのか、という点が主題的に論じられることは少ない。しかし、理論上の発展を考えても、この問題は検討されるべき焦眉の問題である。差別を定義するという学術的努力の放棄は差別理論の構成においては以下のような理由で差別という現象の本質的性格を見落とす危険をはらんでいる。

第一に、ある事柄（行為及び、行為の存在・不在を指示する制度）が差別であるということは、実際それほど明確ではない。その典型的な例は、差別と区別の争いである。能力別学級を作り教育することは差別か。男性がたくましさ・

力強さの象徴で女性が優しさ・慈愛の象徴であるのは差別か。また、多くの今日明らかに差別である事柄が、長く区別として正当化されてきたことが知られているが、同時に差異や価値の全てを差別とできないことも明らかである。このように前提とする差別の用法は、実は自明ではないのであるから、差別の正確な定義をせねば、理論の対象がきわめて曖昧なものとなってしまう、その意味を大幅に減ずるのは避けたい。

第二に、差別の正確な規定ができないため、理論的に適当な差別の記述枠組みを採用することができない。差別の定義なしの理論は、部分的にのみ適用可能なものを全体に拡張して考えているアドホックなものである可能性がある。

最後に、当然のことながら、差別とは何かを正確に規定できなければ、差別の不在とはどういうことかを知ることにも不可能である。つまり、我々は差別の解消を目指すということが、どういう状態を最終的に目標としているのかを知ることができない。

以上の理論上の難点は、ここでは特にとりあげないが、解放運動にも影響を与えている<sup>(1)</sup>。従来の議論がこの考察が不十分なために如何なる差別の性質に関する考察を欠いてしまっているか、を示そう。

Ⅲ) 従来の差別論は、差別の包括的分析という点では必要かつ十分な分析を行っていたということとはできない。それらはむしろ、他の事象を分析する枠組みを借りて差別のある側面を分析した、という評価が適する。もっとも伝統があり、多様な理論的蓄積を持つ人種問題に関する研究を例に検討しよう。人種差別の理論は、心理学的な偏見説と社会の全体的構成に原因を求める社会構造説の二つに大別できる。通常、この二つは全く対立しているわけではなく、相互に補いあえるものと考えられている。学説史的に

見れば前者の方が古くから主張されており、60年代になってからは後者が強調されるようになった。

社会構造説は、モデルの基本的な姿勢として、社会を秩序維持の観点から捉えていると批判された Parsons 的な統合モデルに対して、集団間の葛藤を重視する葛藤モデルとして展開されていった。この分析には、最終的に階級分析と結合させるマルクス主義的分析、人種集団間関係の移行パターン分析、資源をめぐる集団間葛藤分析（これには人種問題に特有な歴史的説明を加えた内的植民地主義も含む）がある。

社会構造説のうち、Cox に始まるマルクス主義分析は、差別を階級的利害維持のための搾取、ないし搾取の正当化の手段とする。人種主義は、資本主義が発達し海外へ市場を求めて植民地を作り原住民を搾取した時に生み出されたイデオロギーである。支配階級（資本家）は、人種主義によって支配した人種集団の資源を合理的に奪い、労働を搾取することができる。同時に、国内と国外の被搾取階級を分析し、その連帯を防ぐことができるのである。より新しい階級論としては分離した労働市場論がある。分離した市場論は、雇用者、高賃金労働者、低賃金労働者の3つの階級を分ける。雇用者は利潤追及のため、より低賃金の労働者を求める。高賃金労働者は、新規に低賃金労働者が市場に参入してくるとその利益を侵されるため、何らかの防衛手段をとるようになる。まず、低賃金労働者の排除の運動があり、排除が困難な場合には、専門・技術職の独占、技術の独占、政治力の独占により成層化が起こる。高賃金労働者、低賃金労働者の二つの階級は、実際には白人、黒人という人種区分に重なっている。故に、人種差別は高賃金労働者としての白人労働者による利益の保護手段としての成層化の現れである。（Wilson〔1978〕）

マルクス主義的図式を使うと、人種的偏見は資本家の利潤追求のための搾取の手段や結果であり、差別はその実現行為となる。しかし、これは人種的偏見や差別的行為を十分に説明してはいない。経済的搾取階級が必ずしも偏見や差別の対象となるとは限らないし、資本主義の発展が必ず人種差別を招くとも言えない<sup>(2)</sup>。

社会構造説のもう一つの説明形式は、Parkに始まる、人種集団関係の客観的分析を試みるものである。彼等は人種集団関係の類型を呈示し、類型間の移行を時間的推移、人口動態、生産力等によって説明する。Parkは二集団の発展パターンとして接触→競争→葛藤→応化→同化の図式を唱えたが、これはその後多くの事例による反論を受けた。しかし、人種関係を類型によってとらえる考えかたは一つの理論的態度として受けつがれ、事例研究に取り入れられている。理論的代表例として、van den Bergheは人種関係をいくつかの理念型としてとらえ、それらの関係は全体社会的な要因によって形成・変化していくと言う。人種関係の理念型にはpaternalisticとcompetitiveの二つがある。前者は、主人—召使関係のモデル化で、人種間の社会的距離が遠く、その優劣が双方の集団に承認されているため、優位集団の間に一定の愛着と親密さが見られる。しかし、産業化が進行すると、階級的要因が介在するようになり、competitiveな関係へと移行する。ここでは、優位集団は、二次的手段として生態学的な分離（居住空間・施設の分離）によって人種的分割を維持しようとする。（van den Berghe〔1967〕、同〔1970〕）<sup>(3)</sup>

しかし、類型論的アプローチも差別の解明という観点から考えるならば疑問である。このアプローチが、類型を形成する原因の追究が不十分であるという点はおいても、差別が予めの集

団性を前提として生じているとは言えないからである。むしろ、差別の存在が人種間の集団的分割を生み出すとも言える。例えば、アメリカの黒人はアフリカの様々な部族から連れて来られ、同じアメリカ社会での奴隷という地位を与えられたことで集団性を持つに到ったのである。アメリカの黒人の共有の体験とは、アメリカ社会内の低階層としてのそれなのである。

社会構造説の第三の説明形式である人種関係を経済的・政治的資源をめぐる葛藤とする図式も古くから存在し、近年ではBlalockの統計的分析のモデルやDespresによる文化人類学者の諸研究の集成等にも見られる。（Blalock〔1975〕、Despres〔1975〕）このうち内的植民地論は、経済的・政治的資源葛藤の源泉を植民地時代に求めるものである。西欧人が植民地時代に非西欧人の土地や労働力を搾取して得た利益を恒常的なものとして安定化し、独占しようとする営みが差別の構造を生む。（Hechter〔1975〕、Blauner〔1972〕）

資源をめぐる葛藤としての分析は、第一に、多人種によって構成される社会が必ずしも人種差別をもたらさないこと（例えばブラジルなど）、第二に人種差別の対象が政治・経済的被抑圧者集団とは限らないこと（例えばユダヤ人）を説明しない。

差別論のもう一つの主要なアプローチである偏見説は、人種（民族）、女性といった個別の差別問題における利害追求の手段や葛藤としてではなく、差別を一般的に論ずる構成をとる。差別は心理的態度である偏見の表現行動とされる。差別の定義は一般にこの偏見説を尊重して差別を偏見と区別し、行為として規定する。偏見による説明の代表的な理論はAllportに見られる。

Allportは偏見を、「不当な範疇化」over categorizationを主要な契機とする「敵意」とす

る<sup>4)</sup>。「不当な範疇化」とは、対象の本質的属性から外れた類型化を指す。集団の類型化の場合、その不当性は例えば事実的な統計上の資料によって検証される。

偏見の原因に関しては、スケープゴートとしての機能に求める説と個人の偏見的パーソナリティ特性に求める説がある。スケープゴートによる説明は二種類存在し、一つはフラストレーション→攻撃→おきかえとつながる説で、①フラストレーションが攻撃を生み出す、②攻撃は比較的無防備な「弱者」へおきかえられる。③このおきかえられた敵意は非難、投射、ステレオタイプ化などによってこじつけられ、正当化される、という論理となる。これは、①、②のフラストレーションによる攻撃、おきかえが必ずしも生起しない事実によって批判されている。もうひとつは、個人的過ち→罪悪感→おきかえとつなげるもので、個人の罪悪感、或いは罪悪感逃れのため弱者へ投射を行うとする説明である。これは、他人を責める外罰性という個人のパーソナリティに依存しているので、最終的には偏見的パーソナリティによる説明に還元できる。

偏見的パーソナリティについての著名な研究としては Adorno, Brunswick, Levinson, Sanford の Fスケールによるファシスト的人格類型の提示がある。彼等は、性的態度、因習主義、反反省性、迷信等にわたる質問群によって構成された尺度を、潜在的にファシスト的個人を弁別しうるものとして提示した。(Adorno 他〔1950 = 1980〕)

差別の心理学的説明はいくつかの問題を含んでいる。まず第一に、偏見を規定する他集団への敵意は、集団間のライバル意識などがあるように、差別とは限らないことである。

第二に、何故、偏見が特定の性質を持つ個人

のみではなく、一般に存在し、それに追随するよう行動した方がよいと人々が考えるのかということの説明ができない。差別と偏見は、直接的な因果関係にあるわけではない。偏見を持つ人間が必ずしも差別的行為をとるとは限らないし、差別的行為をとる人間が全て偏見の持主であるわけではない。偏見によって差別を説明しようとする場合、当然偏見を持たない人間がなぜ差別的行為をとるのかを説明せねばならなくなる。このような点については以前から注目されてきたが、この問題はそれ以上のことを意味する。偏見を持たない人々による差別行為は、他の説明を要求する単なる残余カテゴリーではない。偏見的特性を持たない人間が、偏見を支持する必要性を感じ、むしろ積極的行為へと駆り立てられてしまうという、差別がかなり一般的に持つ特殊な社会性に目を向けねばならない。

第三に、差別を一定範囲の行為に限定することは、一般的な差別の観念とずれている。人が偏見を持ち、特定の心理的態度を採っていたことが明らかになれば、それはやはり「差別していた」ことになろう。より重要なことは、偏見を差別的行為の原因とすることによって、偏見の存在を知ることが与える効果が顧慮されないことである。我々は「女は感情に流されやすい」とか「黒人は汚い」という偏見が一般的に存在していることを知っている。実際に個人個人がその偏見を信じているということ以上の、そうした偏見が一般に存在していると信じられているような状態が持つ社会的な効果を考慮する必要がある。

IV) 従来の差別論が、特殊利害の追求のための手段や予め分離して存在する集団の葛藤として差別を規定し差別自体に照準しなかったり、〔→26頁〕差別に照準しても差別の社会的性格を逃していることを批判した。では、差別とは

どのような事象として考えるのが妥当であろうか。手懸りとして、古典的ではあるが、MertonとMyrdalの議論を検討しよう。

偏見を構成する敵意は集団の問題として、内集団—外集団論という一つの定説となっている。人々は同じ事実でも、所属集団内成員に対する場合と外成員に対する場合では、全く別様に解釈する。リンカーンが夜遅くまで働いたことは、彼が勤勉で、不屈の意思を持ち、一生懸命自己の能力を発揮しようとした事実を証明するが、ユダヤ人や日本人が同じ時刻まで働くと、それは彼等のがむしゃら根性を物語るものであり、アメリカの水準を容赦なく切りくずし、不公正なやり方で競争している証左である。(Merton〔1949=1959:390〕)

Mertonは、個人が集団を認知する際の集団の在り様を、集団が個人に対して持つ機能的・情緒的な関係性という点から、三つ区別して取り出している。一つは準拠集団であり、自己評価と態度形成のための準拠枠となるものを指す。これは正確には集団であるとは限らない。もう一つは、成員資格という観点からの個人の集団帰属の決定である所属集団—非所属集団である。集団には他に相互作用的集団と呼ばれるものがある。相互作用集団とは、単に行為をなす場合の前提条件として考慮されるような集団である。内集団—外集団は、この三つの集団の在り方の中で、所属集団—非所属集団の軸に属している。Mertonは、“対内的結束と対外的敵意を特徴とする特殊な所属集団”を内集団とおく。内集団—外集団の状況依存性は、下位集団形成による所属集団の動的な編成というモデルによって説明される。

Mertonの内集団—外集団は、ある集団の他集団に対する排斥的態度の問題として、その後Bogardusの距離尺度等、他民族に対する態度

測定に応用され、広く利用されている。しかし、内集団—外集団の問題をMertonの言うように所属集団の問題として見るべきか、は再考の余地がある。Mertonによれば、集団は、規定の型式に従って相互作用を行う一群の人々によって構成され、相互作用を行う人間は集団成員としての自己規定を持ち、他の人々による集団成員としての同定を充足する成員によって形成される。所属集団は、文字通り集団への帰属に関する概念であるが、準拠集団は、集団、集合体collectivity、社会的諸カテゴリーに関わる概念である。集合体は、相互作用の基準を充足しない、一定の社会規範を共有している人々を指し、社会的諸カテゴリーは、集団、集合体と異なり、類似な社会的特徴を有する社会的地位の集合である。

内集団—外集団論は民族問題を対象とする時、一定の社会規範を持ち持続的な相互作用の形式を持つ集団の問題であるかのように思われる。しかし、差別に関わる民族集団が主に移民であることを考えると、集団として規定するのは無理がある。移民してきたマイノリティを除く全てのマジョリティ成員が参加している一定の形式の相互作用を想定することはできない。例えば、在日朝鮮人を外集団とする日本人という内集団は、日本名を持ち同じ学校に通う級友と異なる相互作用の形式と範囲を持っているということが出来るだろうか。これは、性や他の諸差別まで拡大すると一層明白となる。差別は集団論としてではなく、準拠集団と同じく広く集団、集合体、社会的諸カテゴリー（地位）に関わるものと考えべきである。

差別を集団間の関係性の問題とおけないより積極的な理由は、被差別者であるということは、差別者と同じ社会の成員であることを前提としなければ起こりえないということである。

被差別者は差別者と同様、当該社会の政治、経済、文化に巻き込まれており、その成員としてのみ存在している。被差別者であるということは、当該社会の一成員であるにもかかわらず、一成員として存在していないということにある。選挙権がないということは、選挙権を持ちうる同一社会の成員としての認識の共有がなければ、差別とはなりえないのである。これは余りに当然のことであるが、この当然の命題を受け入れるならば、従来の差別論からはかなり異なる視座から出発することとなる。つまり、同一社会の成員に対する特殊な成員のカテゴリー化の形式が、社会内に共有の規範として存在するという事態を分析せねばならない、ということである。内集団-外集団は、単なる集団間の敵対関係としてではなく、同一社会の特殊なカテゴリーの成立の問題としてとらえることによって、差別の問題に貢献する。

Mertonの指摘で注目すべき点は、差別が諸個人や権力者の意図に還元できない社会的制度として存在しているということである<sup>(5)</sup>。差別は一つの社会的メカニズムとして存在し、個人や支配機関の意図的宣伝によって生じ、維持されているわけではない。差別の社会的性格は、個人の操作能力以上の源泉を持つということだけではなく、サンクションを有するメカニズムであるという点にある。差別の規範は、差別に対し反対する人々を社会的逸脱者とし、一定のサンクションを与える。たとえば、白人の学生がダンスパーティーで有色人種の学生と踊らないのは、一度一緒に踊ると他の白人学生が、その学生をもてない学生とみなし踊ってくれなくなるから、と説明したという。このダンスパーティーには有色人種を差別する規範が存在しており、それに違背すると優位カテゴリーの一員としての資格を逸脱者として剥脱されてしまう

のである。差別は、社会的にそうあるべきものとして存在し、違背に対するサンクションをも備え人々の同調を促す規範なのである。

このような視座からの研究はあまりなされていないが、Myrdalに始まるアメリカのジレンマ論に、通常、白人の心理的葛藤、罪悪感を表すものとしてアメリカ文化の特徴を表したものとされる。アメリカ人は、一般的、普遍的なキリスト教的=民主主義的価値と、個別の状況・事例において採用する価値という二つの価値の間でジレンマを感じている。差別において、前者は平等主義を標榜し、後者は黒人の排除を指示するため人々はジレンマに陥り罪の意識を感じる。そこで、人々はこのようなジレンマの解消のため合理化の通念 beliefs を採用する。たとえば、「黒人は生まれつき白人より知的に劣っている」から、もし黒人の子供が白人と同じ学校へ通学すると、「白人の子供との競争で挫折するだろうか」とか「白人の子供の知的水準が黒人に合わせて下げられてしまう」などの考えである。(Myrdal〔1944〕)

アメリカのジレンマ論はその後多くの調査が行われ、いくつかの難点も指摘された。

致命的な欠陥は、このジレンマが必ずしもMyrdalが予測したように偏見的な黒人像による説明を導かないという点である。また、Myrdalの議論は、差別論としては、既存の差別意識を前提とし、その合理化として二次的な差別を説明しようとしたもので、理論構成自体不十分なものである。しかし、Myrdalの仮説とその後の経験的検討は、我々に次のような有益な示唆を与えてくれる。第一に、平等主義と特定の人々(ここでは黒人)に対する個別的状況における規範がずれており、そのずれとそれに対する対応が理論的に論ずるべき主要な問題として存在しているという指摘である。第二に、被差別

者は差別されていない人々との一定の関係性によってのみ同定が可能であるという視点である。第三に、差別的行為や態度は従うべき価値であり規範であるということである。我々は、個人的なフラストレーションに応じて黒人を差別するのではなく、一定の状況においてどのように黒人を差別すべきかということを知識として共有しており、仲間集団、地域コミュニティ或いはより大きい集団レベルで特定状況下における特定の人々との相互行為のあり方、言葉での誹謗の仕方、相互行為の解釈の仕方が決まっているのである。

ここで、次の二つの点を確認しておこう。(1) 差別は、当該社会成員が従うべきものとして存在する規範の問題である。(2) 差別は、二つの社会間の関係として存在するのではなく、一つの社会内の特殊なカテゴリー化に内在する問題である。

V) このような性格を持つ差別はどのようにして定義すべきであろうか。従来の差別の定義は、差異、不利益、平等といった概念を用いてなされる。以下にこれらの定義の例を挙げて検討しよう。

#### A) 差異による定義

差異とは“特定の社会集団に所属していると見なされる個人に対する異なる取扱い”(Williams〔1947: 39〕)

“差別は特定の社会集団に属する個人を違ったように扱う行動を意味する”(新保〔1972: 11〕)

#### B) 不利益による定義

“本人の選択や責任とは関わりのないような、個人の能力、業績ないし個人の行動と無関係に作られた自然的・社会的区分に属していることを理由にされて、集団ないし個人が不利益を蒙るか人権を侵されるか、不愉快な思いをさせら

れる行為、これを差別という。(鈴木〔1974〕)

#### C) 平等による定義

差別は“平等なものに対する不平等な扱い”から成っている。(Hankins→Blalock〔1967: 16〕)

“差別とは本来平等であるべきことがらが、不平等な関係におかれていることをいう”(東上〔1973: 7〕)

A), B) の定義は以下の理由で妥当ではない。特定集団に属する個人への異なる取扱いを差別とする差異による定義(A)は、正当性の問題を欠落させてしまっている。例えば、会社で与えられた仕事内容が異なる場合、理科系出身者など正当な理由によるものと見なされる場合は差別とならないが、性格や上司の私的感情など、正当と思われない理由によるものは差別と見なされる。

本人の責任とは無関係な自然的社会区分に属する個人に対する不利益な取り扱いを差別とする不利益による定義(B)は、単に不利益をもたらす行為だけでは賭けをして負けても差別となってしまう、意味がない。そこで、本人の責任とは無関係な自然的社会区分に属する個人に対する不利益な取り扱いを差別とする、ということが問題となるが、これは本人の選択や責任と無関係でない理由による差別が存在することにより批判される。例えば学歴差別や信条による差別は本人の選択や責任と無関係ではない。(杉之原〔1983〕, 海野〔1977〕)

平等による定義(C)は、一般に平等/不平等が客観的に規定できないことから批判されている。我々は何が正当であるかという価値命題を科学的に論定できない。従って、普遍的な実体として確定されている差別の存在を定義できないのである。このような難点から、差別は定義

できないと言明する研究者も少なくない<sup>(7)</sup>。しかし、我々は逆に、差別が判定者を有する価値判断であることに注目すべきである<sup>(8)</sup>。

我々は日常、差別という実体的現象が存在し、常にその存在については指摘できるかのように考え、従来の差別の諸理論もこのような前提の上で理論構築を図ってきた。しかし、実際には何が差別であるかは社会的に共有されているわけではなく、全ての人々が或る行為を差別と指摘するわけではない。むしろ、差別という現象は或る事柄を差別とする人々がいるのに対し、差別でないと主張する人々がいるということに問題の根本がある。差別の諸事例の多くは、それが差別であるのかどうかという認識上の相違の上に起こっている。例えば黒人や女性が選挙権を持たなかったのは、それが長い間多くの人々によって当然のこととして受け入れられてきたことと切り離して考えることはできない。差別は予め存在するのではなく、判断され、指摘されるという告発作業に内在するものである。多くの新しい差別が告発され、これからも我々が予期しない事柄が差別とされる可能性があるということも含めて、差別は或る事柄を差別として認め、告発される対象としてとらえることによってその意味を説明する多くの問題を抱えている。このような観点から、差別の基本的性格として、当該社会の人々に差別と判断され、告発されたものであることを挙げるができる。

差別を行為として規定することの問題は、既に指摘したが、差別はしばしばあるべき行為の不在である。(結婚しない、よい点をつけない、雇用しない等。)しかし、差別は特定の行為の存在や不在ゆえに差別とされるのではない。結婚しないという行為の不在はそれ自体が問題となるのではなく、結婚はされるはずであったとい

う文脈の認識と、その障害とされた事情(黒人だから)が正当性規範に反することにある。差別は、特定の行為の実体ではなく、むしろその行為或いは行為の不在がどのような文脈のもとでなされているかという問題であり、平常の正当性規範の文脈に当該行為をおくことによってのみ、差別であるかないかが判定可能となるのである。正当性規範からの告発という観点から考えれば、差別は行為、偏見等に分ける必要はなく、実際に差別とされている制度、行為、行為の不在、価値判断等をそのまま規定することができる。

そこで、差別を次のように定義する。

差別とは、成員のカテゴリー間の同一性に関わる正当性の基準に基づいて告発された事象である。

VI) 差別を告発を媒介として定義する利点は、二つある。第一に、差別はある事象が差別であるかどうか自体が常に争われるという、基本的性格をとらえることができるということであり、第二に、差別を単一の実体的事象と見る必要がないということである。

さて、この定義を承認することで、我々はどうのような差別の分析を行うことができるだろうか。差別の告発には、様々なものがある。選挙権がない、居住地区が指定されている等の法的制度に関わるものは、政治参加の平等や住居選択の平等を確認することで、差別として社会的に告発しうる。他方で、友人ができない、嘲笑われる、身体的接触を拒否される、等に対する差別の告発は、友人ができる権利、嘲笑われない権利、身体的接触を受ける権利の平等を確認することで、差別の存在を指摘できるわけではない。これらの差別は、黒人は白人と平等であるべきだと考えていても、自分の娘と黒人の結婚を許せないといった、他の差別とは異質の困

難を伴う。黒人がいかなる状況でも黒人であるということを常に認識されるということの差別性は、黒人差別に反対する人々によって維持されていることもありうるのである。

ここで、このような差別の多様性を分析するために、三種類の規範を区別する。規範には、エスノメソドロジーの分析対象となっているような自明視された日常的諸実践に関わるものがある。これを状況規範と呼んでおこう。この規範への告発は、差別する意図なしに、或いは差別しているという事実にさえ気づかずになされている差別を指摘する。たとえば、ある町で16才以下の子供は10時までには帰宅すべしという条例がある。警官は、10時15分位に見回りをしていて数人の子供たちが遊んでいるのを見つけ、それがいつもと異なりどこかおかしいこととして、即ち日常的な情景から浮きあがったものとして心に留める。「16才以下のこどもは10時に帰宅すべし」という法は、警官が当然そうあるものと考えている日常の秩序に関する諸知識の中で運用され、またそのことによって10時1分に帰宅途中の子供が補導されるというようなこともなく、成員に納得的に運用される。(Cicourel〔1968〕) 状況の規範は、「10時まで」というカテゴリーの同定に関する社会的に共有された知識である。

これに対し、「16以下の子供は10時までには帰宅すべし」というような、社会的にその存在が意識されており、特定の身体カテゴリーが特定の状況下で行う行為を指示する規範を制度の規範と呼ぼう。告発がこの規範を対象とする場合には、規範の存在が社会的に承認されているために、差別は見易い形をとることとなる。

制度の規範は、それらを根拠づけ判定する規範を持つ。たとえば、平等イデオロギーは近代の法を根拠づける作用を持ち、宗教も様々な規

範を一定の最終的な価値へと結びつける。このような規範を根拠の規範と呼ぼう。

根拠の規範は制度の規範や状況の規範を前提にせねば、規範の内容を実現することは不可能である。たとえば、平等イデオロギーは平等についての具体的な指示の制度を必要とし、個別の制度規範はその運用にあたって、カテゴリーの同定や状況への適用の、人々の共有された知識に頼らねばならない。逆に、状況の規範や制度の規範に沿った行為は根拠の規範に依拠せねば、社会的な承認を得ることはできない。

告発とは、この、状況の規範／制度の規範／根拠の規範のずれを指摘する作業である。これらの規範はその一致が社会的に想定されることによって、規範の実現が信じられ、またそれぞれの行為が社会的な承認を得る。差別は、根拠の規範によって制度の規範を、制度の規範によって状況の規範を告発するという、これらの規範間のずれの表面化された形態なのである。そして、告発が生ずる規範間の関係の相違により、差別は二種類に分けられる。根拠の規範と制度の規範間のずれの告発を高次の差別と呼び、根拠の規範、あるいは根拠の規範によって正当化された制度の規範と状況の規範間のずれが告発された事象を原初的差別と呼ぶなら、先に挙げた歴史的な権利をめぐる差別が前者にあたり、それに回収されない言語や生理的な感情をめぐる問題として存在する諸差別が後者にあたる。

原初的な差別は、その告発の形式によって二つものを区別できる。一つは、身体カテゴリーの使用領域を決定する正当性規範に基づいて告発されるものである。常に「女」・「黒人」として認識されることの差別(有徴化)<sup>(9)</sup>は、システム分化に相関した身体カテゴリー体系の分化に関する規範の問題である。職業役割体系は家族役割体系と分離して成立しているというのが近代的な役

割規範上の了解であり、職業役割体系は性別カテゴリーや人種カテゴリーと独立であるはずだが、状況の規範において両者は相互移入している。「医師」であるときに、「黒人」として治療に必要な信頼を得られなかったり、社員であるときに、「女」として茶を汲まねばならなかったりするものである。

原初的な差別のもう一つの例は、立場の相互交換性の道徳規範による告発である。接触拒否や交際拒否などがこれに当たる。たとえば、黒人と握手をすることができないことは、黒人の立場への感情移入を行うことによって差別として告発することができる。このような差別は視界の相互性を喚起していくことによってのみ、その差別としての存在と重要性を明らかにできるのである<sup>(10)(11)</sup>。近年とみに問題となっている差別語は、この両者にまたがる問題である。社長と呼ぶところを「女社長」と呼ばれるという差別は、前者のカテゴリーの領域性に関する正当性によって告発される<sup>(12)</sup>。他方「きちがい」という言葉を使うことが差別であるという場合、それは視界の相互性に関する道徳規範の問題となる。差別者が被差別者の人格を傷つける、というのが差別語告発の伝統的な論理である。しかし、告発運動が力を得、対象が拡大していくと、差別を指す意図が全くない単なる比喻が差別であるか、あるいは一般に事物を指す日常語として定着している差別語を含んだ連語も差別となるのか（例えば「カーきちがい」「めくらじま」など）といった問題が浮上してきた。これに対し、差別語を差別者の意図によって同定するという主張も見られる。（たとえば、三浦〔1977〕）<sup>(13)</sup>。しかし、本稿の分析で明らかのように差別は意図の問題ではない。同時に「きちがい」という言葉の存在自体に差別性があるのではないことも明らかである。差別語の一定の

用法を規定している規範が問題とされねばならない。差別語の問題は、当該カテゴリーがカテゴリーの内に持つ強い喚情喚起性に負うところが大きく、この喚情喚起性は言葉の指示作用とは切り離して考察する必要がある<sup>(14)</sup>。

差別は、同一社会内で一致を想定されている異質な規範間のずれが、成員により告発されあらわになった、社会現象である。差別を規範間のずれの顕れとして見るとき、差別が規範、とりわけ正当性規範の相違に応じて社会によって異なる可能性があることも指摘しておこう。たとえば、欧米と日本とではいくつかの点で異なった正当性規範を持ち、差別も異なってくる可能性がある。

差別に正確な定義を与え、それによって差別現象を分析する基本的な枠組みを構成するのが、本稿のねらいであった。このため既存の差別論を批判したが、これはこれらの説明力を全面的に否定するものではない。これらのなかには個々の差別の事例のなかの原因の一つの説明として有効なものもある。本稿は、これらの諸理論が、差別という事象が持つ共通の性格を顧慮しないために混乱が起こったり、差別の分析が偏向して重要な側面が見落とされていることを指摘するものである。前者に関しては、差別に告発を契機とした定義を与えることで、後者に関しては、これも定義に含まれていることだが、規範であることから生ずる諸側面を強調することで対処している。差別が規範であるということは、差別が差別者を糾弾するというだけでは解決しない問題をはらんでいることを示している<sup>(15)</sup>。差別したとされた者はもちろん、差別された者も同じカテゴリーに属する成員を差別したり自己差別を行うという危険性から免れているわけではない<sup>(16)</sup>。

white is beautiful は単に白人のプロパガン

ダであったわけではない。それは価値を同じくしない人々への蔑視や当惑や排除を含むことで、そしてなによりも社会成員一般がこの価値を支持しているという予期の存在によって、強力な力を発揮してきた。これに対し、black is beautiful は、黒人の下位コミュニティにおける一般的予期の分立と正当性規範に訴えることで一定の成功を収めたが、この方法は、コミュニティの成員数が全体社会に占める割合が小さい場合にはあまり影響力を持たないであろう。規範をどのようにして変更するか、という大問題は、機会を改めて述べねばならない。

本稿は差別論というものの意味を理論的に問い詰めたために、差別論の限界をも呈示することとなった。結局、およそ差別というものに共通の原因などない。強いていえば、カテゴリー間の同一性を指示する正当性規範が存在することであるが、これは通常の意味での差別の原因ではない。ある事柄を「差別問題」として語るということは、これ以上の意味もこれ以下の意味も持つことができないのである。被差別者が共通にとれる戦略は、当該社会に正当性の規範を普及し、強化し、より説得力のある告発を行うことである。差別は運動とともにあり、差別論は運動と対象の関わり全体を問題にせねばならない。

#### 注

- (1) 例えば、差別解放運動の中での排除すべき対象を規定する際に起こった諸論争（部落解放同盟の朝田論争や女性解放運動内の論争）や運動が目指す解放状態の相違による論争（これは特に女性解放運動に顕著に見られる）など。
- (2) 女性差別論も有力な議論はマルクス主義的分析を基礎としており、同様の批判が該当する。
- (3) マルクス主義的説明を採用する Wilson も人種関

係を歴史的に取り上げている。両者の議論は、人種関係が産業化と共に変容しているという認識において一致しているが、van den Berghe が人種集団の存在を基底において崩さないのに対し、Wilson は人種から階級へという集団の性格そのものの変容を示している。

- (4) “偏見とは、ある集団に所属しているある人が、たんにその集団に所属しているからとか、それゆえまた、その集団のもっている嫌な特質をもっていると思われるだけで、その人に対して向けられる嫌悪の態度、ないしは敵意ある態度である。”〔Allport 1953=1961:7〕
- (5) Merton はトロブリアント島における地位格差による差別を例に次のように語る。  
“トロブリアント島の酋長が、その一般住民をあくまで分に安んぜしめておこうとして意識的に仕組んだ仕事の一部として、内集団の徳を外集団の悪徳にすりかえたのだと考えるならば、これほど真実から遠く、かつ事実を過った読み取り方はない。酋長達は、ただ単に事実本来の秩序を重んずることを教えこまれてきたのであり、また他の人間を凡庸たらしめておくことは自分の重責だと考えているにすぎないのである。”  
(Merton [1949=1959:391])
- (6) (Turner [1954], Simpson & Yinger [1953 → 1965], Westie [1965]) など。
- (7) たとえば、(Blalock [1957], Schermerhorn [1970])。また、(Shibutani & Kwan [1965]) は差別が価値判断であることによって分析概念となりえないことを指摘している。
- (8) 差別が本質的に判定者に相関的な価値判断であるという見解〔例：海野 [1977]〕は正しい。
- (9) このような差別は理解されにくいので一例を挙げておく。“一ほら、君をぼくの黒人の友達に紹介しよう。……こちらエメ・セゼール、黒人で教授資格を持っている……。マリアン・アン

ダーソン、最大の黒人女性歌手だ……。白い血の発明者、コップ博士はニグロだよ……。ほら私のマルチニックの友人に御挨拶しなさい（気をつけるんだよ、ひどく怒りっぽいから）……”／恥辱。恥辱と自己蔑視。吐き気。私を愛してくれるとき、ひとは皮膚の色にもかかわらずだという。私を毛嫌いするとき、皮膚の色のためではないと付け加える……。いずれにせよ私は地獄の悪循環から抜け出せない。”（Fanon〔1952=1970:81〕）

(10) 高次の差別に比して看過され易いこのような差別の問題は、次のような例を引けばわかりやすいであろう。“ウェンディ・ヨシムラという女の子が、「私は白人に差別されました」と言った。「どういうことですか」って言ったら、「パーティーに呼ばれたとき、白人の女の子にはお茶をついで、私のところへつがなかった」って言うてるんですね。これは法廷へ出てそれを言えば恐らく弱い。何だそんなこと、ちょっと忘れただけじゃないかってね。だけど、そこからピーンと伝わってくるものが差別なんだなあ。”（野間・安岡編〔1984:49〕）

(11) これらの差別は、生理的な嫌悪という形をとりやすいが、生理的嫌悪という形をとる差別も実は規範によるものであることは、黒人との接触拒否が地域的なものであったことによっても明らかである。

(12) 性差別に関するこのような差別語の例は田中〔1984〕に詳しい。

(13) 差別語をめぐる混乱は甚だしい。差別語を差

異化と価値降下機能の問題とする主張に対して、言葉の普遍的機能であることから「あらゆる言葉は差別語である」という主張がなされたり、それに対して価値降下の一方向性が主張されるなど。しかし、基本的に相手の属性・行動に該当する悪口は全て一方向性を持つのであり、また比喩的用法の問題の解決にもならない。比喩としての用法に関しては、差別意識を助長する機能による批判もあるが、被差別者以外のだれも差別性を見出し得ない場合、この立証は難しい。

(14) 詳しくは坂本〔1985〕

(15) 差別者／被差別者という言葉は用語として不明確である。差別者／被差別者は、当該の差別行為および制度に関して用いる場合（その場合は第三者が存在しうる）と、特定カテゴリーに該当する可能性によって社会の全成員を二分する場合の二通りの用法が見られる。本稿では後者の意味で使っている。

(16) 個別の例は多くあるが、ここでは以下のような一般的記述をあげておこう。“私はそうした時代後れの詮索好きの連中に背を向け、私同様ニグロである同胞にしがみつく。だがなんということだ、彼らは私を寄せつけない。彼らは白人同然だ。それに白人女と結婚するつもりでいる。子供は少し褐色がかっているだけだろう……。孫の代、ひまごの代になれば、だんだん……そうさ望みなきにしもあらずさ。／私は夢を見ていたのだ。” Fanon〔1952=1970:81〕

#### 引用文献

- Adorno, T. & Brunckw. E. & Levinson, D. & Sanford, R. 1950 *The Authoritarian Personality*. = 1980 田中義久、矢沢修次郎、小林修一訳『権威主義的パーソナリティ』 青木書店。
- Allport, Gordon 1953=1961 *The Nature of Prejudice*. = 1972 星野命、原和男訳『偏見の心理』。
- Blalock, Hubert 1967 *Toward a Theory of Minority-Group Relation*, John Wiley & Sons N.Y.

- Cicourel, Aaron 1973 *The Social Organization of Juvenile Justice*, John Wiley & Sons N. Y.
- Cox, Oliver 1948 *Caste, Class and Race* Doubleday.
- Despres, Leo 1975 *Ethnicity and Resource Competition in Plural Societies*, Mouton Publishers.
- Fanon, Frantz 1952 *Peau Noire, Masques Blancs*. = 1970 海老坂・加藤訳『黒い皮膚・白い仮面』。
- 福岡 安則 1984 「差別語問題への基礎視角」 磯村, 福岡 (編)『マスコミと差別語問題』明石書店。
- Glazer, Nathan & Mowhan, Daniel 1963 *Beyond the Melting Pot*, Cambridge.
- 今野 敏彦 1983 『新編・偏見の文化』 新泉社。
- Memmi, Albert 1968 *L'homme Domine*. = 1971 白井・菊池訳『差別の構造 性・人種・身分・階級』合同出版。
- Merton, Robert 1949 *Social Theory and Social Structure. Toward the Cordification of Theory and Reserch*. → 1957 = 1959 森東吾ほか訳 『社会理論と社会構造』 みすず書店。
- Merton & Nisbet(ed.) 1957 *Contemporary Social Problems*. = 1969 森東吾ほか訳 『社会理論と社会構造—現代社会学体系13』 青木書店。
- 三橋 修 1973 『差別論ノート』 新泉社。
- 三浦 つとむ 1977 『言語学と記号学』 勁草書房。
- Myrdal, Gunner 1944 *An American Dilemma*, Harper & Bros.
- 野間 宏, 安岡章太郎(編) 1984 『差別, その根源を問う 上下』 朝日新聞社。
- 坂本 佳鶴恵 1983 『性差の構造—性による社会構造の秩序化とその変革運動をめぐる』 東京大学文学部研究室所蔵 卒業論文。
- …………… 1985 『差別現象の社会学—規範・告発の構図』 東京大学文学部研究室所蔵修士論文。
- Schermerhorn, A. 1970 *Comparative Ethnic Relations: A Framework for Theory and Research*, N. Y., Random House.
- Shibutani & Kwan 1965 *Ethnic Stratification: a comparative approach*, Macmillan N. Y.
- 塩見 鮮一郎 1982 『言語と差別』 せきた書房。
- 新保 満 1972 『人種差別と偏見. 理論的考察とカナダの事例』 岩波新書。
- Simpson, G. & Yinger, J. 1953 *Racial and Cultural Minorities: An Analysis of Prejudice and Discrimination*. → 1965 3ed. Haper & Row.
- 杉之原 寿一 1983 『現代部落差別の研究』 部落問題研究所。
- 鈴木 二郎 1969 『人種と偏見』 紀伊国屋書店。
- …………… 1974 「ヒューマニズムと差別」 『現代と思想』 No.17 青木書店。
- 田中 和子 1984 「新聞にみる構造化された性差別表現」 磯村, 福岡 (編)『マスコミと差別語問題』明石書店。
- 東上 高志, 小倉襄二(編) 1973 『人権. 差別. 部落』 全国社会福祉協議会。
- 海野 道郎 1978 「差別の概念と定義」 社会学部紀要 No.36。
- van den Berghe, Pierre 1967 *Race & Racism: A comparative perspective*. → 1978 2nd ed.

John Wiley & Sons.

..... 1970 *Race and Ethnicity: Essays in Comparative Sociology*, Basic Books Inc.

Westie, Frank 1965 "The American Dilemma: An Empirical Test", A.S.R. xxx

William, Wilson 1978 *The Declining Significance of Race: Blacks and Changing American Institutions*, Univ. of Chicago Press.

用語と差別を考えるシンポジウム実行委員会(編) 1975 『「差別用語」—ゆたかな日本語をめざして』 汐文社。

好井 裕明 1984 『無知という名の差別同意—差別表現をした筆者との「話し合い」を素材として—』 解放教育 No.180。

(さかもと かずえ)